

令和8年度（2026年度）世界に向けた水俣病関連情報発信業務委託  
企画コンペ募集要領

**1 委託業務名**

令和8年度（2026年度）世界に向けた水俣病関連情報発信業務委託

**2 事業の目的**

平成25年（2013年）に熊本県で開催された水俣条約外交会議の成果を踏まえ、水俣病についての正しい情報や教訓の理解を図ること及び各国政府の水俣条約の批准と実施を促進するため、国際会議等において情報発信を行う。

**3 委託業務の内容**

別紙「令和8年度（2026年度）世界に向けた水俣病関連情報発信業務委託基本仕様書」のとおり

**4 委託期間**

契約締結の日から令和8年（2026年）12月18日まで

**5 委託上限額**

13,299千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。  
但し、提示額は契約時の予定価格を示すものではないため、留意すること。

**6 実施スケジュール**

(1) 公告（熊本県HP）	令和8年（2026年）5月18日（月）
(2) 参加申込書提出期限	令和8年（2026年）5月29日（金）17時
(3) 質問書提出期限	令和8年（2026年）6月2日（火）17時
(4) 提案書提出期限	令和8年（2026年）6月5日（金）17時
(5) 審査会（書類審査予定）	6月中旬（予定）
(6) 審査会結果通知	速やかに実施
(7) 委託契約内容協議・契約締結	速やかに実施
(8) 委託契約終了	令和8年（2026年）12月18日（金）

**7 企画コンペ参加資格要件**

本事業の目的を達成するためには、効果的な情報発信を行うための優れた企画が不可欠であり、企画の質及び制作体制の両面において万全の対応が確保される必要があることから、次のとおり参加資格を設ける。

- (1) 熊本県の物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿（業務区分：業務委託、業種：広報・広告業務、詳細業種：企画・制作）に登録済みで、等級格付の区分がA等級の者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者

(3) 次のいずれにも該当しない者

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立てをされた者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをされた者
  - ③ 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中である者
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 8 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（別紙様式1）1部
- イ 会社概要（会社概要の分かるパンフレット等）1部

(2) 提出先

「15 提出先及び問合せ先」に記載の提出先

(3) 提出期限

令和8年（2026年）5月29日（金）17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

## 9 質問

本企画コンペに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書（別紙様式2）

(2) 提出方法

質問書を、本要領末尾に記載のアドレス宛てに電子メールにて提出すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は受け付けない。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）6月2日（火）17時必着

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県のホームページに掲載する場合がある。その際、質問者名は公表しない。

## 10 辞退

参加申込書提出後による辞退することができる。辞退する場合は、辞退届（様式自由）を6月2日（火）までに提出すること。（辞退によって県から不利な取扱いを受けることはない。）

## 11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書・添付文書（別紙様式3）

イ 表紙（業務名および社名を記載すること）

ウ 企画書

エ 業務スケジュール

オ 実施体制

カ 類似業務実績

キ 概算見積書

ク 事業者の取組に関する申出書（別紙様式4、該当する添付書類がある場合は、併せて提出すること。）

※ア及びク以外の様式は自由。ただし、原則A4版（イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可。）で作成。ウ～キにはページ番号をつけること。

(2) 提出部数：7部

(3) 受付期間：令和8年（2026年）6月5日（金）17時必着

(4) 提出先：水俣病保健課下記担当宛て

(5) 提出方法：持参又は郵送による（受付期間内に必着のこと）

## 12 事業者の決定

コンペ参加者から提出のあった企画提案書の内容について、審査員が以下の「審査基準」に基づき審査を実施する。審査員一人当たりの持ち点を100点とし、最高合計点

を300点（100点×3人）とする。なお、合計点180点以上を合格とし、合計点の最も上位の応募者を受託者候補として選定する。

なお、審査は企画提案書による書面審査を予定しているが、内容確認等が必要な場合はプレゼンテーション審査を実施する場合があるため、留意すること。

**【審査基準】**

項目	審査項目	配点
基本事項	本事業の趣旨について理解のうえ、企画したものに なっているか	15
	業務目的に沿った企画となっているか	
企画内容	国際会議における情報発信について効果的な手法 が提案されているか	20
	国際会議におけるブース出展について効果的な手 法が提案されているか	20
	国際会議以外の大学等における情報発信につい て、効果的な手法が提案されているか	20
業務遂行能力、 概算経費	国外における実施体制は十分なものとなっている か	20
	実施スケジュールは適切か	
	過去に類似業務を受託した実績があるか	
	企画内容に対し妥当な見積書となっているか	
事業者の取組	以下の①～⑧のうち1項目該当で1点、2項目 該当で3点、3項目以上該当で5点とする。 ①熊本県ブライト企業の認定を受けているか ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実 績（当該年度又は前年度）があるか ③協力雇用主制度に登録しているか ④事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者 （義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再 エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受 けているか ⑤森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前 年度）があるか ⑥熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録して いるか ⑦熊本県SDGs登録制度に登録しているか ⑧パートナーシップ構築宣言に登録しているか	5
合 計		100

### 13 結果の通知

審査員による選定終了後、応募者へ速やかに通知する。

### 14 契約

審査により最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

### 15 提出先及び問合せ先

熊本県環境生活部水俣病保健課保健企画班

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

E-mail : minamatahoken@pref.kumamoto.lg.jp

TEL : 096-333-2304

### 16 留意事項等

- (1) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを執行する。
- (2) 企画コンペに係る一切の費用について、参加者の負担とし、提出された企画提案書等は業務関係資料保存のため、返却しない。
- (3) 企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は熊本県に帰属するものとする。
- (4) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (5) 企画提案書が採用されなかった場合、県はその企画を無断で使用しない。
- (6) 県と契約候補者は、委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。

#### ※ 水俣病関連参考資料

- ① 「水俣病の教訓と日本の水銀対策」・環境省作成  
(環境省ホームページ内 <http://www.env.go.jp/chemi/tmms/pr-m/mat01.html>)
- ② 「はじめて学ぶ水俣病」  
(熊本県ホームページ内 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/47/1721.html>)
- ③ 「水俣病問題を理解し、教訓として学んでいただくための啓発リーフレット」  
(熊本県ホームページ内 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/47/50554.html>)
- ④ 「水俣市立水俣病資料館」のホームページ  
(水俣市ホームページ内 <https://www.city.minamata.lg.jp/mdmm/>)
- ⑤ 「水銀フリーに向けた取組み」  
(熊本県ホームページ内 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/46/5703.html>)